

下水処理場等包括的維持管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月
高岡市上下水道局

この実施要領は、高岡市上下水道局が実施する下水処理場等包括的維持管理業務委託（以下「本業務」という。）に係る公示（令和 7 年 7 月 7 日付高岡市上下水道局公告第 52 号）に基づき、高岡市上下水道局にとって最も優れた事業者を優先候補者として選考するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施のための手続き等を定めるもの。

1 目的

下水処理場等包括的維持管理業務委託（以下「本業務」という。）について、各下水道施設の運転及び維持管理を包括的に民間委託することで、民間事業者の創意工夫を促し、下水道サービスレベルの維持・向上とともに、効率的な維持管理及び SDGs の実現が図られることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

下水処理場等包括的維持管理業務委託

(2) 業務実施場所（対象施設）

別冊「委託条件書（処理場等）」内の別紙 2-1 「処理場等施設一覧」及び

別冊「委託条件書（管路施設等）」内の別紙 4-1 「管路施設等施設一覧」のとおり

(3) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 から令和 10 年 3 月 31 日 24 : 00 まで

※契約日より、令和 8 年 3 月 31 日までは、業務準備期間とする。

(4) 業務内容

別冊「委託条件書（処理場等）」、「特記事項説明書（処理場等）」及び「委託条件書（管路施設等）」のとおり

(5) 業務水準

別冊「業務要求水準書（処理場等）」のとおり

(6) 契約上限額

2 年間 878, 400, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約予定額を示すものではない。

(7) 契約保証金

契約金額（2 年間分の税込み価格）の 100 分の 10 以上

(8) 委託料の支払い方法（予定）

前金払：なし

部分払：毎月（翌月 24 回の均等払いを基本とし、協議による）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、公告日時点において下記の要件を満たす単独企業又は複数の企業による共同企業体とする。なお、同一企業が、単独企業、共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする。

(1) 参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、高岡市入札参加資格の認定を再度受けている者）。
- ③ 本件プロポーザルに参加しようとする他の参加者との間に、次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しない者であること。ただし、共同企業体の構成において、構成員の関係性については、前述の関係性は問わない。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下に同じ。）と子会社（同法第 2 号第 3 号に規定する子会社をいう。以下に同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定（「イ」において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一報が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ④ 高岡市建設工事等指名停止基準及び高岡市上下水道局建設工事等指名停止基準の規定に基づく、指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けていた場合、取引停止処分を受けてから 2 年以上経過していること。
 - ⑥ 国税及び地方税（法人税、法人市民税、法人都道府県民税、事業所税、固定資産税、消費税及び地方消費税）に滞納が無いこと。
 - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者もしくはこれらの統制下にある者でないこと。
 - ⑧ 高岡市入札参加資格登録者名簿に業務委託「上下水道施設管理」で登録されていること。
 - ⑨ 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年国土交通省告示第 1348 号）により、国土交通省に備わる下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- (2) 単独企業又は共同企業体の代表構成員は、次の条件をすべて満たしていること。
- ① 「(1) 参加要件」のすべてを満たしていること。

- ② 富山県内に事業所（本店、支店、営業所等）があること。
- ③ 次の条件を満たす終末処理場の維持管理業務委託について、過去 5 年以内に元請として受託し、2 年以上履行した実績を有する者であること。
 - ア 標準活性汚泥法と同等以上の水処理方式及び濃縮・脱水工程を有する汚泥処理方式の終末処理場
 - イ 日最大処理能力 5,000 (m³/日) 以上
- ④ 次の事項をすべて満たす総括責任者を常時且つ専任で配置できる者であること。
 - ア 下水道施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の 3 各号に定める資格を有する技術者。
 - イ 下水道法で定める公共下水道若しくは流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験が 3 年以上あり、かつ総括責任者又は副総括責任者としての実務経験が合計 2 年以上ある者。
- (3) 共同企業体のその他構成員は、次の条件を全て満たしていること。
 - ① 「(1) 参加要件」のすべてを満たしていること。
 - ② 富山県内に事業所（本店、支店、営業所等）があること。
- (4) 共同企業体にて、参加を申込む場合は、次の条件を満たしていること。
 - ① 結成にあたり、最大構成数は 5 社とすること。
 - ② 経営形態は、共同施行方式とすること。
 - ③ 代表構成員は最大の出資比率を有すること。なお、出資比率の同率は認めない。
 - ④ 各構成員の出資比率は、それぞれ 10 パーセント以上であること。

4 参加申込書の提出及び参加資格の確認通知

本件に参加したい者は、次のとおり書類を提出すること。共同企業事業体においては、全構成員分を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書 (様式 1-1) 又は (様式 1-2)
 - 単独企業体の場合は、(様式 1-1) を使用すること。
 - 共同企業体の場合は、(様式 1-2) を使用すること。
 - 共同企業体の場合は、協定書等の書類の写しを添付すること。
 - ②会社概要関係調書 (様式 2)
 - 本店、支店及び営業所等の形態を証明する書類の写しを添付すること。
 - ③業務実施体制調書 (様式 3)
 - ④下水道施設維持管理業務実績調書 (様式 4)
 - ⑤商業登記簿謄本
 - 写し可。受付日の 3 ヶ月以内に発行されたもの。
 - ⑥財務諸表
 - 直近 2 年度分の貸貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。
 - ⑦国税及び地方税の滞納がないことの証明書
 - 写し可。受付日の 3 ヶ月以内に発行されたもの。

事業所が複数箇所ある場合は、本店所在地の官公庁で発行するもの。

⑧下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類

⑨総括責任者及び担当者の従事業務調書（様式5）

- (2) 提出部数 ①紙媒体各14部（うち正本1部）
②電子データ（Microsoft社製Word及びExcel形式、PDFをCD-R1枚に格納すること）
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留郵便）
- (4) 提出期限 令和7年7月29日（火）午後5時まで（郵送の場合は、同日必着）
- (5) 確認通知 令和7年8月4日（月）にE-mailで通知する。
- (6) 参加辞退 参加申込後に参加を辞退する場合、参加辞退届（様式6）を提出すること。
- (7) 辞退期限 令和7年9月17日（水）

5 現地確認及び縦覧資料の閲覧について

現地確認及び縦覧資料の閲覧を希望する者は、次のとおり申し込むこと。

- (1) 現地確認 別紙2-1「処理場等施設一覧」及び別紙4-1「管路施設等施設一覧」のとおりに
- (2) 閲覧資料 高岡の上下水道（令和5年度）
施設図
機器台帳
修繕一覧表（令和5年～6年度）
点検委託報告書
日報、月報、年報（令和5年～6年度）
運転要領書
- (3) 提出書類 現地確認申込書（様式7-1）、資料閲覧申込書（様式7-2）
- (4) 提出期限 令和7年8月8日（金）午後5時
- (5) 実施時期 令和7年8月22日（金）までの上下水道局の指示する日時
- (6) 指示方法 E-mailにて通知する。
- (7) 閲覧場所 上下水道局の指示する場所（高岡市上下水道局本庁舎内を予定）

6 本件に関する質問及び回答

本件に関する質問がある場合は、次のとおり質問書（様式8）を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式8）
- (2) 提出方法 電子メール
※原則、持参、郵送、FAX及び、電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 上下水道局総務課
- (4) 質問資格 本案件の参加資格の有る者
- (5) 受付開始日 令和7年8月5日（火）
- (6) 提出期限 令和7年8月27日（水） 午後5時

- (7) 質問の回答 本件の参加資格の有資格者全員に E-mail で回答する。
※原則、電話及び、口頭による個別の対応は行わない。
- (8) 回答期限 令和 7 年 9 月 3 日（水）までの期間にて、随時回答する。

7 技術提案書及び参考見積書の提出

参加資格者は次のとおり、技術提案に関する書類を提出すること。また、共同企業体の場合の技術提案書及び参考見積書の提出は、代表者が行うこと。

- (1) 提出書類 ①技術提案書（様式 9）
②参考見積書（任意様式）
- (2) 提出部数 ①紙媒体各 14 部（うち正本 1 部）
②電子データ（Microsoft 社製 Word 及び Excel 形式、PDF を CD-R 1 枚に格納すること）
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留郵便）
- (4) 提出期限 令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 5 時まで（郵送の場合は、同日必着）
- (5) 作成要領 別紙「技術提案書作成要領」に基づき、作成すること。

8 選考委員会の設置

高岡市上下水道局は、公平性、競争性及び透明性を確保した客観的な評価等を実施するため、有識者等を加えた委員 6 名からなる「下水処理場等包括的維持管理業務委託プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

9 審査及び選考

本件における審査として、提出された技術提案書等をもとに選考委員会によるヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）を次のとおり実施する。

- (1) 実施日時 参加者に別途通知する（令和 7 年 10 月上旬を予定）
- (2) 実施場所 参加者に別途通知する（高岡市上下水道局内を予定）
- (3) 制限時間 約 50 分（準備、プレゼンテーション、質疑応答合わせ）
- (4) 参加人数 最大 5 人まで
- (5) 審査方法 本件では、参加者が提出した技術提案書等の内容及びヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）の内容を総合的に判断する。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を行った者を優先候補者として選考する。また、次点の参加者を次点候補者とする。
- (6) 選考結果 令和 7 年 10 月中旬（予定）に参加者に対し、各々の結果を書面にて通知する。
- (7) 公表事項 本市のホームページに優先候補者名、評価項目ごとの得点及び総合評価点等の選考結果、委員会の構成委員を掲載する。

10 評価項目等

評価項目等は次のとおりとする。

評価項目			関連様式等	配点
1	一般事項 (45/335)	参加者の業務実績	様式 4、様式 9 (No. 1)	15
		下水道資格保有者	様式 2	10
		総括責任者の業務実績	様式 5	10
		主要担当者の業務実績	様式 5	5
		参加者の経営状況	様式 2	5
2	事業計画 (20/335)	管理運営の基本方針	様式 9 (No. 2-1、2-2)	10
		環境対策	様式 9 (No. 2-3)	10
3	運転・維持管理業務 (155/335)	運転管理	様式 9 (No. 3-1)	15
		水質管理	様式 9 (No. 3-2)	15
		保守点検	様式 9 (No. 3-3)	15
		業務体制	様式 9 (No. 3-4)	15
		緊急時体制	様式 9 (No. 3-5)	20
		修繕計画	様式 9 (No. 3-6)	10
		施設管理	様式 9 (No. 3-7)	10
		安全衛生	様式 9 (No. 3-8)	10
		物品調達	様式 9 (No. 3-9)	10
		一部再委託	様式 9 (No. 3-10)	5
		教育研修	様式 9 (No. 3-11)	10
		コスト削減	様式 9 (No. 3-12)	10
		省エネルギー	様式 9 (No. 3-13)	10
4	地域貢献 (20/335)	地域経済への貢献	様式 9 (No. 4)	20
5	SDGs (10/335)	SDGs の実現	様式 9 (No. 5)	10
6	価格要素 (85/335)	参考見積額	-	85
合計				/335
委員合計 (委員×6名)				/2,010

※各選考委員に持ち点 335 点が与えられ、委員 6 名分の合計を総合評点とする。

※評価基準、失格基準等は委員会で定める (非公表)。

11 参加資格の喪失

参加資格結果の通知後、以下のいずれかに該当した場合は、本案件への参加資格を取り消す。

- (1) 「3 参加資格」に掲げる条件を欠くことになった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 技術提案書及び参考見積書の提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の透明性、公正性を害する行為があった場合
- (5) 本案件の主旨に違反すると認められる場合
- (6) 「2 業務概要」の(6)で定める契約上限額を超える参考見積を提出した場合
- (7) 談合等の不正行為が認められた場合
- (8) 関係職員の指示に従わない等、秩序を乱した場合
- (9) 前各号に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

12 説明請求

本案件に関する参加資格を得られなかった者、審査結果に不服がある者は、書面により、高岡市上下水道局に対して、説明を求めることができる。

- (1) 提出書類 任意書式によるもの（A4判）
- (2) 提出期日 各種結果の通知日の翌営業日から起算して10営業日以内
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留郵便）
- (4) 説明方法 書面により回答する
- (5) 説明期日 説明請求を受けた日の翌営業日から起算して7営業日以内

13 契約締結までのスケジュール（予定）

内 容	期間等
実施要領の公表（公告）	令和7年7月7日（月）
参加申込書の提出期限	令和7年7月29日（火）午後5時
参加資格確認通知	令和7年8月4日（月）
質問書の受付開始日	令和7年8月5日（火）
現地施設及び縦覧資料閲覧申込期限	令和7年8月8日（金）午後5時
現地施設及び縦覧資料閲覧期限	令和7年8月22日（金）
質問書の提出期限	令和7年8月27日（水）午後5時
質問の回答期限	令和7年9月3日（水）
技術提案書及び見積書の提出期限	令和7年9月17日（水）午後5時
審査（プレゼンテーション、ヒアリングの実施）	令和7年10月上旬
選考結果の通知及び公表	令和7年10月中旬
契約締結	令和7年11月上旬

14 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、高岡市上下水道局と優先候補者で提案内容について調整を行い、委託条件を協議の上、優先候補者が見積書及び契約書別紙1～3「委託費内訳明細書」を提出し、契約を締結するものとする。
- (2) 発注者は、優先候補者が業務契約を締結しないときは、審査結果の上位者から順に契約

交渉を行う場合がある。

- (3) 本案件に関する提出書類作成及び提出等にかかる費用は、参加申込者の負担とする。
- (4) 高岡市上下水道局より提示する資料等について、本案件に関する事項以外での使用は禁止する。
- (5) 本案件の参加者が提出した技術提案書等の書類については、本案件の受託候補者の選考及び審査以外に提出者に無断で使用しないものとし、選考された技術提案書は、高岡市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人、法人に関する情報等非開示すべき箇所を除き、開示することがある。開示する場合には事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他発注者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、発注者は必要な範囲でこれを無償で使用するができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。
- (7) 参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、発注者が指示をした場合を除き認めない。
- (8) 提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。
- (9) 発注者は、この実施要領に定めるもののほか、必要事項が生じた場合には、本市のホームページを通じて案内するほか、各関係者（参加者等）に通知（案内）する。

15 問合せ及び書類等の提出先

高岡市上下水道局 総務課 総務係

担当：佐武

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

TEL (0766)-20-1626（直通）

FAX (0766)-20-1624

E-mail sui-soumu@city.takaoka.lg.jp